



長野県報

7月18日(火)
平成18年
(2006年)
第1778号

目次

条 例

職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例(人財活用チーム)	4
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人財活用チーム)	4
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(職員サポートチーム)	5
長野県県税条例の一部を改正する条例(県税チーム)	5
信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(県税チーム)	9
長野県立病院条例の一部を改正する条例(県立病院チーム)	14
地方卸売市場等に関する条例等の一部を改正する条例(産業政策チーム・人財活用チーム)	14
長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(義務教育チーム)	14
長野県青年の家設置条例の一部を改正する条例(文化財・生涯学習チーム)	15
長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(警務課)	16
高等学校設置条例の一部を改正する条例(調査課)	16

規 則

長野県松本空港管理規則等の一部を改正する規則(交通政策チーム)	17
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(職員サポートチーム)	17
信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(県税チーム)	18
長野県木材業者及び製材業者登録条例施行規則を廃止する規則(信州の木利用推進チーム)	18
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則(教育振興チーム)	18
職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	18

告 示

平成18年3月31日専決処分した平成17年度補正予算の要領(財政改革チーム)	19
平成18年7月10日成立した平成18年度補正予算の要領(財政改革チーム)	20
自然公園法に基づく公園事業の決定及び公園事業を表示した図書の縦覧(2件)(自然保護チーム)	21
政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部改正(総務課)	21

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(NPO推進チーム)	22
クリーニング師試験(食の安全・生活衛生チーム)	22
一般競争入札(2件)(地球環境チーム)	23
土地改良区の定款変更の認可(3件)(水と土・郷づくりチーム)	24
建設業法に基づく建設業の許可の取消し(県土活用支援チーム)	25
土地改良区役員の就退任の届出(水と土・郷づくりチーム)	30
一般競争入札(経営企画チーム)	30

本号で公布された条例のあらまし

◇ 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第36号)

- 1 職員がその職務の円滑な遂行に直接寄与する資格を取得するための試験等を受ける場合は、職務に専念する義務を免除されることができるとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第37号)

- 1 職員の諸手当について、勤務実態、社会情勢等を踏まえ、抜本的な見直しを行うため、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 特殊勤務手当の一部廃止、支給単価の削減等
 - (2) 特勤勤務手当の引下げ
 - (3) 農林業改良普及手当の引下げ
- 2 この条例は、平成18年10月1日から施行します。

◇ 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第38号)

- 1 地方公務員災害補償法の一部改正に合わせ、次に掲げる移動を通勤の範囲に加えたほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 複数の場所に勤務している者の勤務場所間の移動
 - (2) 単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 1 地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税について次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 個人の県民税の所得割の税率を一律(4%)とすることとしました。
 - (2) 定率減税を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

◇ 信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第40号)

- 1 信州に安全・安心・安定をもたらす取組を積極的に行う県民を応援するため、環境への負荷が少ない自動車について、県独自の自動車税の軽減策を講じたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県立病院条例の一部を改正する条例(条例第41号)

- 1 県内自治体病院等との均衡を考慮し、特別初診料の額を改定しました。
- 2 この条例は、平成18年8月1日から施行します。

◇ 地方卸売市場等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第42号)

- 1 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、次の条例について所要の改正を行いました。
 - (1) 地方卸売市場等に関する条例
 - (2) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 学校職員の給料の調整額及び諸手当について、勤務実態、社会情勢等を踏まえ、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 給料の調整額の廃止
 - (2) 特殊勤務手当の支給単価の削減
 - (3) へき地手当の引下げ
 - (4) 定時制通信教育手当及び産業教育手当の定額化
 - 2 この条例は、平成18年10月1日から施行します。
-

◇ 長野県青年の家設置条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 松本青年の家及び小諸青年の家は、利用者の減少などのため、簡素で効率的な行財政運営を推進する観点から、これらの青年の家を平成18年7月31日をもって閉所します。
 - 2 この条例は、平成18年8月1日から施行します。
-

◇ 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 警察職員の特殊勤務手当について、勤務実態、社会情勢等を踏まえ、早朝勤務手当を廃止したほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成18年10月1日から施行します。
-

◇ 高等学校設置条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 高等学校の統合又は廃止について、議会の同意を得る時期を明確にするため、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。